

トライアルご利用時の秘密保持に関する誓約書

トライアルご利用のお客様各位

WIS知財コンシェル株式会社(以下、乙という)は、乙が提供する特許翻訳サービスおよび図面作成サービスをトライアルでご利用されるお客様(以下、甲という)に対して、トライアルに係る業務(以下「本業務」という)につき以下の通りの秘密保持を誓約いたします。

第1条(定義)

- 1 本誓約書において秘密情報とは、紙・電子媒体・サンプルの交付・郵送・電子メールの送信・口頭など、媒体、手段、その有形無形を問わず、甲が業務に関して乙に開示した、あるいは、乙が業務を実施する上で知得した甲の技術上、営業上の一切の情報とします。ただし、口頭で開示した情報については、かかる開示後 10 営業日以内に書面または電子メールにより内容を特定して乙に提出されたものに限り秘密情報として扱うものとします。
- 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まないものとします。
 - (1) 甲から開示を受ける前に既に保有していたもの。
 - (2) 甲から開示を受ける前に既に公知または公用となっているもの。
 - (3) 甲から開示を受けた後に当事者の責によらず公知となったもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、適法に入手したもの。
 - (5) 甲から開示・提供された情報によらず、独自に開発・知得したもの。

第2条(目的外使用の禁止)

乙は、本業務の目的以外に秘密情報を使用しません。

第3条(秘密保持)

- 1 乙は、秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、次項に定める場合を除き、書面又は電子メールによる甲の承諾なくして、第三者に開示・漏洩しません。
- 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する場合、乙は、合理的に必要な範囲に限り、秘密情報の開示を行うことができるものとします。
 - (1) 本業務の遂行に携わる乙の業務委託先に対して、その業務遂行に必要な範囲内に限り秘密情報を開示する場合。ただし、乙は、当該業務委託先に対し、乙が本誓約書に基づき甲に対して負うのと同等の秘密保持義務を負わせます。
 - (2) 法令もしくは規則に基づき、または政府、所轄官庁、規制当局等による要請に応じて秘密情報を開示することが必要な場合

第4条(秘密事項の管理)

乙は、本秘密情報の管理について、取扱い責任者を定め厳重に管理します。

第5条(損害賠償等)

乙は、自己の責めに帰すべき事由により秘密情報を漏洩した場合には、甲に対する損害賠償責任を

負い、秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとします。

第6条(誓約の存続)

本誓約書は、本業務が終了した後 5 年間存続するものとします

第7条(秘密情報の返却等)

乙は、甲から開示または提供された業務に関するすべての資料および記録媒体(それらの複製および複写物を含む。)について、甲から要求があった時は、それらを速やかに甲に返却します。ただし、返却することが困難な媒体に記録された秘密情報については、乙は、当該秘密情報を速やかに消去または廃棄します。

第8条(協議)

本誓約書に定めのない事項及び本誓約書の条項に関し疑義を生じた場合は、甲と協議のうえ円満に解決を図ります。

誓約日 2023年 12月 1日

大阪府大阪市北区堂島浜 1 丁目 2 番 1 号
乙 WIS知財コンシェル株式会社
代表取締役 吉田さつき

(以下、余白)